

事務連絡  
令和元年 8 月 27 日

文書法制課長 様

国保年金課長

後期高齢者医療保険料に係る賦課誤りについて（報告）

後期高齢者医療保険料の算定に当たり、含めるべき所得に漏れがあり、平成 29 年度から間違った保険料を賦課していたことが判明し、適切な事務処理等事案への対応に関する要領に基づき報告しました。このたび、コンプライアンス推進委員会に対し、次のとおり報告します。

1 事案の概要

(1) 判明した日

令和元年 7 月 10 日（水）

(2) 事実確認

後期高齢者医療の保険料は、前年の所得により算定しますが、平成 29 年度以降、所得の合計額に「総合譲渡一時所得」を反映しないまま保険料を算定し、賦課誤りが発生していたものです。

(3) 公表の経過

ア 議会への報告 令和元年 8 月 9 日（金）

イ 報道機関への発表 令和元年 8 月 9 日（金）

(4) 判明から公表までに時間がかかった理由

今回の賦課誤りは、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）からの指摘により判明しました。

広域連合が対象者の抽出をし、市が所得の入力作業を行いました。過年度分も含めた保険料賦課計算は、広域連合が実施します。県内市町村の例月の保険料計算は広域連合が毎月一斉に行います。この計算結果を受領し、市のシステムに取込み、市が確認作業を行いました。その確認に時間を必要としたため、公表までに時間がかかりました。

## 2 原因等

保険料の算定基礎となる総所得金額等（総所得金額、山林所得金額などの合計額）については、平成28年度までは、本市が算出していましたが、平成29年度の地方税法の改正を機に、本市が送った所得情報をもとに広域連合で計算していただく方法に変えました。

今回の誤賦課の原因は、総所得金額等のうち、総合短期譲渡、総合長期譲渡、一時の各所得（確定申告書の所得欄にある「総合譲渡・一時」と同一内容）情報を、本市が広域連合に正しく送付していなかったため、所得の一部が反映されないまま保険料が算定され、賦課誤りが発生しました。

## 3 影響（対象者数及び金額）

（表1）保険料額を変更する対象者数及び金額

賦課年度	対象者(人)			金額(円)		
	増額	減額	合計	増額	減額	合計
平成29年度	5	0	5	66,270	0	66,270
平成30年度	52	0	52	2,910,340	0	2,910,340
平成31年度	69	10	79	3,415,180	△440,200	2,974,980
合計	126	10	※136	6,391,790	△440,200	5,951,590

※136人は延べ人数。実人数は133人（3人は2年度において対象）

（表2）請求権の時効により保険料額を変更しない対象者数及び金額

賦課年度	対象者(人)			金額(円)		
	増額	減額	合計	増額	減額	合計
平成29年度	63	2	65	5,463,640	△13,390	5,450,250

## 4 今後の対応

### (1) 保険料が変更になる方への対応

#### ア 対応の方法

修正後の保険料額変更決定通知書と納付書（口座引落とし以外の方）を持参し、お詫びとともに概要を説明し、納付をお願いします。なお、口座引落としや還付がある方にも、通知書を持参し概要を説明に伺います。

## イ 実績

8月13日（火）から16日（金）にかけて、上記(1)「保険料が変更になる方への対応」により、対象者を訪問し、お詫びと説明をしました。

また、訪問できなかつた方には、投函や郵送を行い、対象者全員への周知は終了しました。問合せがあつた方には、個別に窓口や電話で説明を行っています。

(ア) 訪問済：119人

(イ) 投函済：11人（※1）

(ウ) 郵送済：6人（※2）

(エ) 合計：136人（実人数は133人）

（※1）投函済：訪問時に不在で、表札があつた方

（※2）郵送済：表札がない、または、住所の特定ができなかつた方

## (2) 再発防止への取組み

既に、市から広域連合に送付する所得情報について、広域連合が示す仕様書を基にプログラムや手順等の再確認を行いました。引き続き、所得情報の送付から保険料の計算までの各段階でのチェックを、複数の職員で確認するよう、チェック体制を強化します。

事務担当は、国保年金課 です。

内線 2181